

申込みの案内

令和6年9月 北区地元割当

都営住宅入居者の募集

シルバーピア(高齢者集合住宅) 単身者向

抽せん：募集戸数 3戸

この募集は、北区民を対象に入居者を決めるためにおこなうものです。

なお、都営住宅の申込みには、一定の資格が必要です。資格のない方は申込みできません。
入居資格をお確かめのうえ、お間違いのないように申込みください。

申込用紙 配布期間	令和6年9月19日(木)から 令和6年9月27日(金)まで
--------------	----------------------------------

申込期間	令和6年9月19日(木)～10月3日(木) 申込書は郵送又は持込みの方法で受け付けます。 ただし、以下の点にご注意ください。 【郵送】上記期間中に北区役所北区区営住宅受付担当に届いたものに限り受け付けます。 【持込】上記期間中（平日8:30～17:00）に封をした状態で北区役所北区区営住宅受付担当 内に備える専用箱に入れていただいたものに限り受け付けます。
------	--

申込方法	(1) 入居資格をお確かめのうえ、お申込みください。 (2) 申込書に必要事項を記入してください（記入例18ページ） (3) 申込書の所定の位置に85円切手2枚を貼ってください。切手は、 <u>抽せん番号・抽せん結果をはがきで通知する際に使用します</u> 。切手を貼っていないものや料金が不足しているものは、通知はがきを送付しません。 (4) 申込書を折りたたみ、申込用封筒に申込書を入れてください。 ※10月1日より郵便料金改定に伴い切手料金が変更となりますのでご注意ください。 【郵送】84円切手（10月1日以降は110円切手）を貼り郵送してください。10月3日(木)まで に北区役所北区区営住宅受付担当に届いた申込書に限り受け付けます。消印有効では ありませんので、ご注意ください。また、郵便料金不足のものは受け取りできません。 【持込】切手は貼らずに10月3日(木)17時00分までに北区役所北区区営住宅受付担当内に備 える専用箱に入れてください。
------	--

申込みに あたって のご注意	(1) 申込書は <u>1世帯につき1通</u> のみ有効です。1世帯で2通以上の申込書（同じ住宅、別の住宅への申込みを問わず）を送った場合、全て無効です。 (2) 他の都営住宅募集で、すでに合格、登録されている方は原則として申込みできません。 (3) 申込書を郵送した後は、地区・区分・申込者の変更はできません。 (4) 証明書類（源泉徴収票、住民票の写し、診断書、申立書など）を添付する必要はありません。抽せん後、入居資格審査のときに提出していただきます。 (5) 以前都営住宅にお住まいであった方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は、入居資格審査のときまでにお支払いいただきます。 (6) 近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じています。区では <u>洪水ハザードマップ</u> をホームページ等で公開していますので、申込み前にご確認ください。 (7) 申込みの代行業者は、東京都・東京都住宅供給公社・北区とは全く関係ありません。
----------------------	---

目 次

・申込方法・申込みにあたってのご注意	1
・募集する住宅及び予定使用料	5
・申込みから入居まで	6, 7
・入居手続き	7
・住宅についてのご注意	7
・入居資格（単身者向シルバーピア）	8, 9
・シルバーピア標準間取り図	10
・入居資格に関する基準日一覧表	11
・所得基準 確認の手順	12
・申込者の所得計算	13～16
・特別控除	17
・申込書の書き方	18, 19
・都営住宅年間募集予定	20
・都民住宅・その他の住宅のご案内	20

このパンフレットに同封されている申込書で取得した個人情報は、募集業務以外には利用しません。
なお、入居資格審査時に提出していただく書類等により取得した個人情報は、都営住宅等入居後の都営住宅等管理業務において利用させていただきますのでご了承願います。

● 募集する住宅及び予定使用料

申込 地区番号	住宅名(主な所在地)・交通機関	募集 戸数	間取り 専用面積(m ²)	エレベーター	予定使用料 (円)	入居 対象	建設 年度	備考
1761	浮間一丁目第3 (北区浮間1-15) JR埼京線「北赤羽駅」下車徒歩8分	1 戸	1DK 和6 31	有	17,900 ~ 35,100	1 人	平成元	
1762	浮間三丁目第5 (北区浮間3-1) JR埼京線「北赤羽駅」下車徒歩6分	1 戸	1DK 和6 38	有	22,400 ~ 44,100	1 人	平成6	
1763	桐ヶ丘一丁目 (北区桐ヶ丘1-16) JR京浜東北線・埼京線「赤羽駅」から国際興業バス「桐ヶ丘一丁目」下車徒歩4分	1 戸	1DK 和6 42	有	25,400 ~ 49,800	1 人	平成10	

● シルバーピア(高齢者集合住宅)

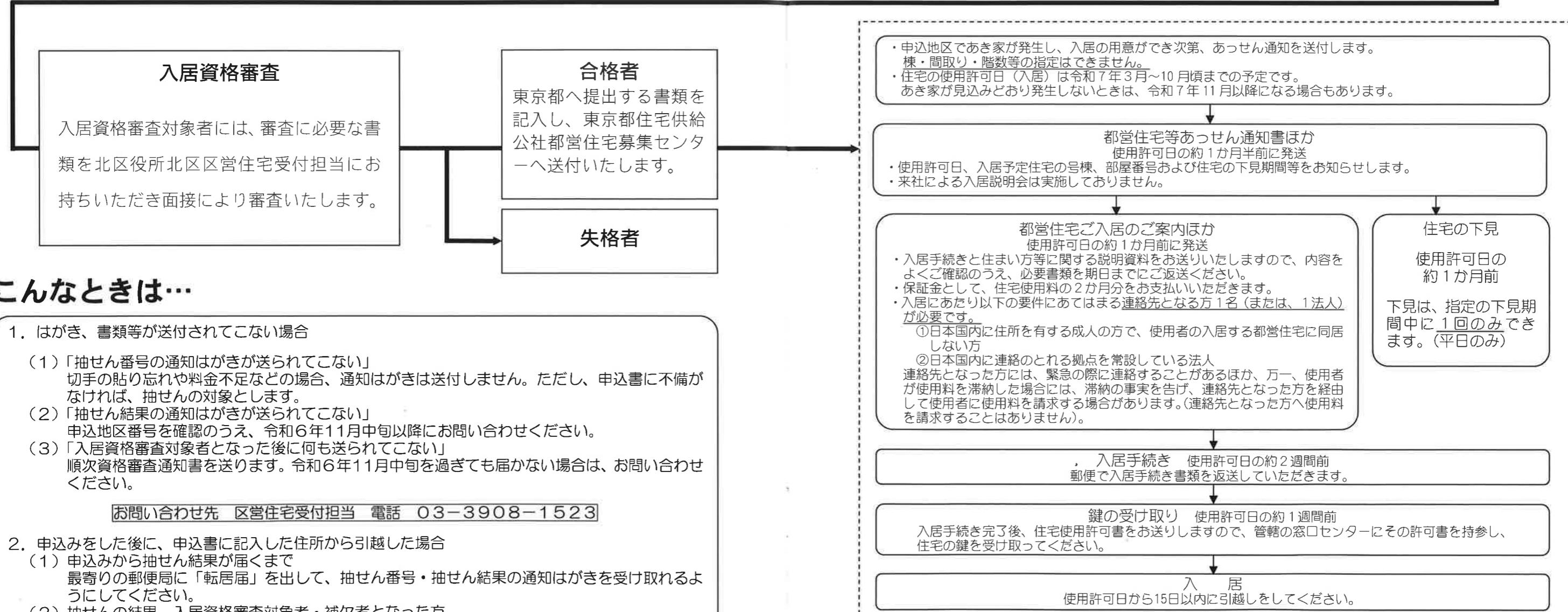
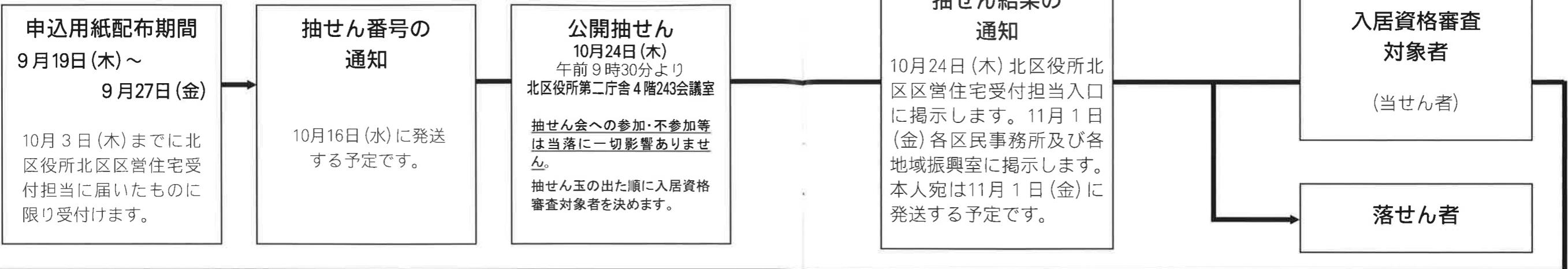
シルバーピアとは

- 室内に手すりや緊急通報装置等、高齢者に配慮した設備を設置し、生活相談・団らん室などの利便施設も併設した、すべてエレベーター付の住宅です。
- 入居者の安否の確認や緊急時の対応、入居に関する情報提供などのためにワーデン（生活協力員）、またはLSA（ライフサポートアドバイザー/生活援助員）が団地内に居住または通勤しています。
ワーデンまたはLSAは区市町が派遣するもので、区市町の定めにより入居者に費用負担が発生する場合があります。詳細は住宅の所在する区市町へお問い合わせください。（安否確認のため、ワーデンまたはLSAが居室の鍵をお預かりすることがあります。）
- この住宅を含む地域の高齢者に対し、必要に応じて福祉サービスを提供する「高齢者在宅サービスセンター」が、住宅に併設または隣接、近接しています。

注意事項

- 入居後、単身者向シルバーピアの使用者が結婚したときは、他の都営住宅に変わっていただきます。ただし、同居が可能な世帯に限ります。

申込みから入居まで



住宅についてのご注意

共益費等：使用料のほかに共益費と自治会等への支払いが必要となります。
犬・猫等の飼育について：都営住宅では、犬・猫等の飼育はできません。ご了承ください。

● 単身者向シルバーピアの入居資格

(年齢等の基準日は、11ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。)

申込期間に、次の1~6のすべてにあてはまることが必要です。

1 65歳以上であること

2 北区内に継続して3年以上居住していること

- (1) 北区内に継続して3年以上居住していることが、住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1) のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

3 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者および内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記（3）にあてはまる方も含みます。
なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明が必要です。
- (3) 同居している親族がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
ア 同居している親族全員が申込後から入居資格審査までの間に結婚し転出、または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。
なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。
※遠隔地とは、居住地から通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。
- イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準未満であること。

入居資格 基準表	居住人数	住居専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。 また、住戸専用面積にはバルコニーは含まれません。
	2人	3.0 m ²	5人	5.7 m ²	
	3人	4.0 m ²	6人	6.6.5 m ²	
	4人	5.0 m ²	7人	7.6 m ²	

4 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、所得基準の範囲内であること

- ・所得の計算方法は12~17ページでお確かめください。
- ・所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

所得基準 0円~2,568,000円

5 住宅に困っていること

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2ヶ月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等、本人に帰責事由がある方を除く。）
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
- (2) 現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申込みできません。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

シルバーピア標準間取り図

単身者（一人）向



- ここに掲載されているものは標準的な間取りです。バルコニーの形、左右反転タイプ等、住宅によって異なる場合があります。
- 「標準間取り図」と現状が異なる場合は、現状を優先します。
- 住戸の方位は入居する号棟等によって異なりますので、掲載できません。

入居資格に関する基準日一覧表

入居資格や所得計算の説明にある申込期間、年齢などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2024年	令和6年	9月19日から10月3日まで
区内に3年以上居住	2021年	令和3年	10月4日以前から北区に居住している
16歳以上、23歳未満	2001年 2008年	平成13年 平成20年	9月21日以降の生まれから 10月4日以前の生まれまで
65歳未満	1959年	昭和34年	10月5日以降の生まれ
65歳以上	1959年	昭和34年	10月4日以前の生まれ
70歳以上	1954年	昭和29年	10月4日以前の生まれ

2 前年の事業等所得を計算する

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

●昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。⁽¹⁾から⁽¹⁾を差し引いた額が所得金額です。

●確定申告していない場合は16ページの表を利用して昨年1月から12月までの所得を計算してください。入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。

※申込者が事業専従者の場合は、15ページの給与所得の計算式にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

事業等	①			
農業	②			
不動産	③			
利子	④			
配当	⑤			
給与	⑥			
公的年金等	⑦			
業務	⑧			
その他	⑨			
(7)から(9)までの計	⑩			
総合調整額 - 一時	⑪			
合計	⑫			

3 前年の年金所得を計算する

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていなくても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。この額と年齢を16ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

令和5年分 公的年金等の源泉徴収				
支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ)	区分	支払金額	明細
氏名	生年 月日	区分	支払金額	明細
所得税法第203条の第1号・第4号適用分				
所得税法第203条の第2号・第5号適用分				
所得税法第203条の第3号・第6号適用分				
所得税法第203条の第7号適用分				
本 種別 障害者	人 その他の障害者 特例 高齢 者	支 付 金 額 区分 一般 老人 特定 老人 その他の 障害者	支 付 金 額 区分 一般 老人 特定 老人 その他の 障害者	支 付 金 額 区分 一般 老人 特定 老人 その他の 障害者

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

「現在の所得」を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。

15ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって、「都営住宅の所得金額」を計算してください。

なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を0円とします。

2 現在の事業等所得を計算する

16ページの表を利用して、12か月分の所得を計算してください。

すでに廃業した事業については所得金額を0円とします。

3 現在の年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（または支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や年金決定額通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を16ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

国民年金・厚生年金保険		年金決定通知書・支給額変更通知書	
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。（決定・変更理由等は裏面でご確認ください。）			
年金の種類	年金	基礎年金番号・年金コード	あなたにお支払いする年金額は、左の太枠内の金額になります。
年金	円		

給与収入から給与所得を計算する

1 はじめに、給与収入を計算する

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合計 か月(A)	円(B)	円(C)

【注】

- ・給与（諸手当を含む）とは 基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。
- ・仕事先が2か所以上ある場合 それぞれの収入額を計算し、合計してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

昨年の1月から12月までの実際の収入を合計してください。

給与計（B）と賞与計（C）の合計が収入額です。

計算上の注意（現在の所得）を計算する場合

月の途中から仕事を始めた場合、その月は「働いた年月」に含めないでください。

●働いた月数（A）が12か月ある場合は、給与計（B）と賞与計（C）の合計が収入額です。

$$\text{給与計(B)} \text{ 円} + \text{賞与計(C)} \text{ 円} = \text{収入} \text{ 円}$$

●働いた月数（A）が12か月ない場合は平均月額を12倍して見込みの収入額を計算します。

$$\text{給与計(B)} \text{ 円} \div \text{月数(A)} \text{ か月} \times 12 + \text{賞与計(C)} \text{ 円} = \text{収入} \text{ 円}$$

※申し込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

2 次に、上記で計算した収入を「都営住宅の所得金額」に換算する

12か月分の収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
551,000円未満	0円	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額 - 550,000円	税法上の所得金額 -100,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円	974,000円
1,628,000円以上 1,804,000円未満	B × 2.4 + 100,000円	
1,804,000円以上 3,604,000円未満	B × 2.8 - 80,000円	
3,604,000円以上 6,600,000円未満	B × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額 × 0.9 - 1,100,000円	税法上の所得金額 -100,000円

●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。

$$12\text{か月分の収入額} \div 4 = A$$

→ Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B

→ Bを右の計算式にあてはめてください。

●「都営住宅の所得金額」は計算によりマイナスになる場合は0円としてください。

事業等所得を計算する

①営業した年月	② 収入 - 必要経費 = 所得金額
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
合計 か月(A)	所得金額計 円(B)

【注】

- ・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

昨年の1月から12月までの実際の所得金額を計算してください。

収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意（現在の所得）を計算する場合

- 申込みする月の前月からさかのぼって、12か月分の所得金額を計算してください。
- 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

$$\text{所得金額計(B)} \quad \text{円} \div \text{月数(A)} \quad \text{か月} \times 12 + \boxed{12\text{か月分の所得金額}} \quad \text{円}$$

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円~3,299,999円	年金収入額-1,100,000円	税法上の所得金額 -100,000円
	3,300,000円~4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円	
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円~1,299,999円	年金収入額-600,000円	税法上の所得金額 -100,000円
	1,300,000円~4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円	

●年齢の基準日は、11ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

●「都営住宅の所得金額」は、計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

●年金収入額が4,100,000円以上の場合は、北区区営住宅受付担当へお問い合わせください。

特別控除

申込者に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込者の合計所得金額から差し引くもの

申込者、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
① 老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	
② 特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
③ 障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除をあわせて受けることはできません。
④ 特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就寝を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

●年齢の基準日は、11ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
⑤ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（扶養親族または生計を一にする子）のいらない方もあります。	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
⑥ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

- ・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日から、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

申込書の書き方

(太線内を書いてください。はがきも記入します。
はがきに切手のはってないものは、抽せん番号等の通知はしません)

令和6年9月 シルバーピア(単身者向)公募 都営住宅使用申込書 (北区地元割当)

令和6年9月 日 東京都知事職

私は、東京都登録に基づく都営住宅を使用したいので、申し込みます。
この申込書の記載内容が実態と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成12年法律第11号)第2条第1号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを要約いたします。

また、本区の上は、申込者が(同居する親族を含む)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住む所を削除することを要約いたします。

太線枠内ののみ、必ず記入してください。記載事項の変更は、できませんので注意してください。

入居を希望する地区番号をご記入ください。1ヶ所のみ申込可能です。一戸建てで2箇所以上の申込み(複数申込み)は、全て無効となりますので注意してください。

① 申込地区番号 1761 申込住宅名 照会結果 (A) 照会結果 (B)

2 申込者についてご記入ください。(この方が都営住宅入居後の名義人となります。)

郵便番号	1114-0022	電話番号	宅内電話 03-3908-1111 携帯電話 090-0123-4567
現住所	東京都北区 王子本町 1-15-22		
フリガナ	オウジ	タロウ	区内居住年数 28年12月5日 大正昭和 満(70)才 15年
氏名	王子	太郎	
生年月日	昭和 1948年12月5日		
フリガナ	姓 王 子	名 太 郎	
外国人の場合連絡名	姓 王 子	名 太 郎	

3 上の2の方が外国人である場合、記入してください。

在留資格	在留期間	年月日から 年月日
------	------	-----------

4 上の2の方の現在の同居親族の人数と、都営住宅に入ろうとする人数について記入してください。

申込者を含め、現在は、1人で暮らしており、都営住宅には、1人での入居を希望します。

5 都営住宅に入居しようとする方について記入してください。

〔フリガナ〕 氏名	生年月日	性別	年間所得金額	特別控除(○で囲む)	申込み時点での勤務・アルバイト先・学校の名称・所在地等	職業
申込者	(男) 1948年8月5日		1,488,800円	(6)扶養2.特定期間扶養 3.特別扶助者 5.寡婦6.ひとり親	所在地 中央区京橋 勤務(開業)開始年月日 名前 ○○商事株 昭和14年12月1日 電話 03(0000)0000	会社員

6 都営住宅に入居しないが、申込者の所得控除の扶養親族(追跡扶養親族)がいる場合には、その氏名・生年月日等をご記入ください。

氏名	性別	生年月日	氏名	性別	生年月日	氏名	性別	生年月日
	男 女	入居年 月 日 (才)		男 女	入居年 月 日 (才)		男 女	入居年 月 日 (才)

7 現在お住まいの住宅について、ご記入ください。

住宅の種類 ○をつけください。	賃貸アパート(木造) 2階賃アパート(鉄筋) 3階家 4階家持家 5U戸建住宅 6分譲住家 7社宅・賃貸民泊用 9軒町内共同住家 10軒常住家 11分譲の持家 12軒子生活支援施設 13軒共同住家 14軒個室の持家 15軒の持家
床面積 (内蔵面積・駐車場面積等を除く)	月額 50,000円 (税込・税抜・税込税抜) 一日の料金 (税込・税抜・税込税抜) 駐車場面積 (税込・税抜・税込税抜) 賃貸する場合は○に○を付けてください。

8 入居しようとする方に心身障害者がいる場合、記入してください。

氏名	手帳の種類(○で囲む)・第幾等	交付または更新年月日
身体障害者手帳	級 昭・平・令 年月日	
愛の手帳	級 昭・平・令 年月日	
精神障害者保健福祉手帳	級 昭・平・令 年月日	

9 入居しようとする方に階段の上り下りが困難な、つしやひますか。○をつけてください。

いません 歩行困難な人がいます 手いす使用者がいます

10 入居しようとする方に土地や建物の所有者はいらっしゃいますか。○をつけてください。

いいえ はい

裏面の折り方を参考にして下さい。

申込地区番号	1761	申込者番号	114-0022
姓 氏 名	王子 太郎	姓 氏 名	王子 太郎
住 所	北区 王子本町 1丁目 15番 22号 千子 桜井(イマツイ) 101号室	住 所	北区 王子本町 1丁目 15番 22号 千子 桜井(イマツイ) 101号室
郵便番号	〒114-8508 北区王子本町1丁目15番22号	郵便番号	〒114-8508 北区王子本町1丁目15番22号
※大額の内のみ記入	※大額の内のみ記入	※大額の内のみ記入	※大額の内のみ記入

① 申込地区番号

申込地区の入居人数と④および⑤で記入する都営住宅に入居する人数があつてないと受付できませんのでご注意ください。

② 申込者

氏名は住民票と同じ表記で、ていねいにお書きください。文字が読みとれないと氏名・住所を正しく登録できず、受付不能や郵便物不達などの原因となります。

現住所は、実際に住んでいる住所を記入してください。

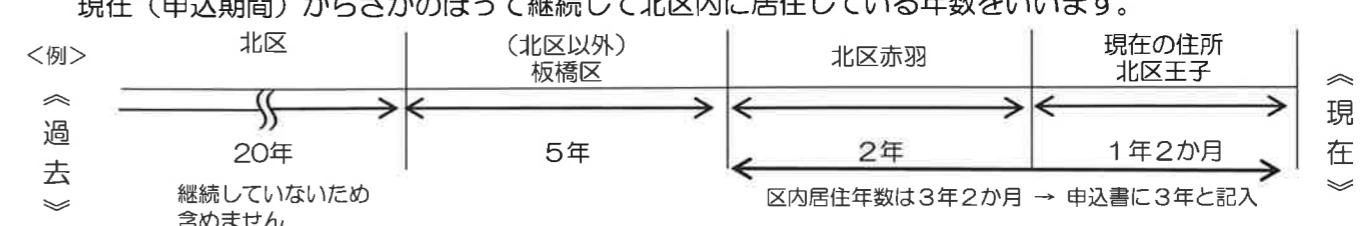
氏名のフリガナも必ず記入してください。外国人の方もカタカナで記入してください。

③ 区内居住年数

現住所を含めて、申込時点で北区内に継続して住んでいる年数を記入してください。

※区内居住年数

現在(申込期間)からさかのぼって継続して北区内に居住している年数をいいます。



上の例の場合、一度他区へ転出し、北区内に戻ってから区内で転居しています。継続した区内居住年数は3年2か月となるので、申込書には3年と記入してください。

④ 同居親族の人数、都営住宅に入居する人数

どちらも申込者を含めた人数を記入してください。都営住宅に入居予定の人数は、⑤に記入する人数と同数になります。

⑤ 氏名・フリガナ

氏名は住民票と同じ表記でていねいに記入し、フリガナも省略せずに記入してください。

⑥ 年間所得金額・特別控除金額

所得の種類に応じて、所得金額を計算してください。

年金所得がある方
給与所得がある方(会社員、パート、アルバイトの方など)
事業等所得がある方(自営業、外交員など)

上記の所得計算の結果、所得がある方は、特別控除の内容と金額をお確かめください。
13~16ページ
入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

⑦ 職業

空欄にせず、会社員、派遣、パート、アルバイト、自営、事業専従者、休職中、無職、求職中、生活保護などと記入してください。年金を受け取っている方は、「年金」と記入してください。

⑧ 申込者の現在のお住まいについて

入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

⑨ 書き間違えたときの訂正方法

例のように、訂正部分を二重線で消し、余白に正しいものを記入してください。訂正印は不要です。

⑩ 切手貼付欄(切手は未使用で汚損・破損のないものに限ります。)

抽せん番号・抽せん結果をはがきで通知する際の郵便料金として、郵便局への支払いに使用します。はがれないようにしっかりと貼り付けてください。切手の上からテープが貼ってあると郵便料金の支払いに使用できませんので必ずのりで貼り付けてください。切手を貼っていない、料金が不足している、日本郵便発行の切手以外のもの(はがきに印刷された料金部分を切りとったものや収入印紙、外国の切手など)が貼られているなどの申込みは、通知はがきを送付しません。

●都営住宅年間募集予定

(1) 家族向・単身者向 年4回定期募集予定

募集期間	募集の内容		備 考
5月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		
8月上旬	家族向（ポイント方式）	抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も募集する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。	•申込書配布期間（土・日・祝日を除く）に限り、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布します。 また、同期間中公社ホームページからダウンロードすることもできます。 •申込期間中は都営住宅入居者募集サイトでオンライン申込みができます。 •募集の概要については、広報東京都（募集月の前月末頃に新聞折込で配布）、テレホンサービス、公社ホームページ（募集月の前月下旬に掲載）でお知らせします。
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
11月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		
	家族向（ポイント方式）		
2月上旬	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		

(2) 【家族向・単身者向】毎月募集（抽せん方式）

毎月中旬頃に募集します。詳しくは公社ホームページでお確かめください。オンラインでもお申込みいただけます。

(3) 【家族向】随時募集（先着順方式……オンラインでお申込みいただけます。）

定期募集（年4回）および毎月募集で申込みのなかった住宅の一部です。詳しくは公社ホームページでお確かめください。入居資格審査が順調に進んだ場合、最短で申込みから3か月程度で入居できます。

※インターネットのご利用ができない方は電話でお申込みください。
随時募集専用ダイヤル………03-5467-9266

(4) お問い合わせ先

● 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

募集期間中の専用ダイヤル 0570-010-810

ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や

割引サービスをご利用の方はこちら 03-5467-9269

募集期間以外はこちら 03-3498-8894

〔聴覚に障害のある方で、募集の内容についてご質問のある場合はファックスでご連絡ください。〕 FAX 03-3409-4527

● テレホンサービス

都営住宅・都民住宅募集の概要を音声アナウンスでご案内しています。

プッシュ音の出ない電話機からはご利用になれませんのでご注意ください。

● 東京都住宅供給公社ホームページ

JKK東京 都営住宅



検索

<https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>



● 都営住宅入居者募集サイト

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/index.html



● 都民住宅・その他の住宅のご案内

● 都民住宅（都営住宅の所得基準を超える方は、次の申込みをご検討ください。）

問い合わせ先	住宅の種類	対象世帯	募集時期等
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F 03-3498-8894	東京都施行型	家族向	先着順募集 公社ホームページ、都営住宅募集センターで申込みできます。

● その他の住宅の募集

- ・公社一般賃貸住宅……東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター……03-3409-2244
- ・UR賃貸住宅……独立行政法人都市再生機構……0120-411-363

北区区営住宅受付担当

〒114-8508 北区王子本町1-15-22
電話 03-3908-1523